

判決年月日	平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10245号		
○発明の名称を「計器パネルおよび計器パネル向けのボードユニット」とする発明について、引用発明に基づいて容易に発明をすることができたとして拒絶査定不服審判請求が成り立たないとした審決を、容易想到性の判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

(関連する権利番号等) 不服 2 0 1 3 - 1 7 3 6 5 号事件(本件審判), 特願 2 0 1 2 - 5 0 0 7 4 2 号(本願), 国際公開第 2 0 0 8 / 1 0 0 2 1 6 号(引用例)

本件は, 原告が, 発明の名称を「計器パネルおよび計器パネル向けのボードユニット」とする特許出願について拒絶査定に対する不服の審判を請求したが, 審判請求不成立審決がされたことから, その取消しを求めた事案である。

本件審決の理由の要旨は, 本願発明は, 引用発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであって, 特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないものであるから, 本願は拒絶すべきものである, というものである。

本判決は, 概要, 以下のとおり判断して, 本件審決における相違点 1 に係る容易想到性の判断には誤りがあるとして, 本件審決を取り消した。

(1) 本件審決は, 引用発明において, 空間 3 0 へのアクセスを良くするために, 周知技術 1 を適用して, 相違点 1 に係る本願発明の構成を備えるようにすることは, 当業者が容易に想到することができる旨判断するのみで, 引用発明において, どのように周知技術 1 を適用し, どのような構成に想到するというのかについては, 何ら言及していない。このため, 本件審決における上記判断に関し, 原告は, ①引用発明において周知技術 1 を適用し, 引き出し板 4 0 をフレーム要素 1 2 に対して摺動可能に設けるのに代えて, 枢動可能に設けることが, 容易に想到することができると説示したものであると主張するのに対し, 被告は, ②引用発明において周知技術 1 を適用し, 引き出し板 4 0 をフレーム要素 1 2 に対して摺動可能かつ枢動可能に設けることが, 容易に想到することができると説示したものであると主張する。

(2) 前記①の場合, すなわち, 引用発明において周知技術 1 を適用し, テーブル面 4 2 (第 2 のテーブル面) が設けられた引き出し板 4 0 を, 後端(自動車の前方移動の方向を見たときに観察すると前縁部)でフレーム要素 1 2 に対して枢動するように設ける場合について検討する。

…引用発明において周知技術 1 を適用し, 引き出し板 4 0 を, 後端でフレーム要素 1 2

に対して枢動するように設けることには、阻害要因がある。

(3) 前記②の場合，すなわち，引用発明において周知技術 1 を適用し，引き出しレール 70 のセットを介して，フレーム要素 12 に対して摺動可能に設けられた引き出し板 40 を，さらに，後端でフレーム要素 12 に対して枢動するように設ける場合について検討する。

…本願の優先日前に，摺動可能かつ枢動可能なテーブルが技術常識であるとしても，引用例には，引き出し板 40 を，カバー 20 と空間 30 の間で，フレーム要素 12 に対して摺動可能かつ枢動可能に設けることやその構成については記載も示唆も存せず，また，周知例にも，テーブルとしての機能を有する中蓋を，外蓋と空間との間で，摺動可能かつ枢動可能に設けることやその構成については記載も示唆も存しないから，引用発明において，上記技術常識を踏まえて周知技術 1 を適用し，引き出し板 40 をフレーム要素 12 に対して摺動可能かつ枢動可能に設けることが容易に想到することができたということとはできない。

(4) 以上のとおり，引用発明において周知技術 1 を適用し，①引き出し板 40 をフレーム要素 12 に対して摺動可能に設けるのに代えて，枢動可能に設けることも，②引き出し板 40 をフレーム要素 12 に対して摺動可能かつ枢動可能に設けることも，容易に想到することができたということとはできない。